

## 2. 飼養衛生管理基準の遵守状況

※記載方法：遵守している項目の☐ にチェック印を付けること。  
該当しない項目には、「－」を付けること。

### (4) 馬の場合

1. 家畜防疫に関する最新情報の把握等（発生予防やまん延防止に関する情報の入手等）	
自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。 (例) ・家畜保健衛生所からの情報を確認するとともに、指導を遵守している。 ・農林水産省の家畜防疫に関するホームページを閲覧している。 ・家畜衛生に関する講習会（研修会）に参加している。	<input type="checkbox"/>
2. 衛生管理区域の設定	
衛生管理区域を設定している。	<input type="checkbox"/>
衛生管理区域とそれ以外の区域との境界が分かるようにしている。	<input type="checkbox"/>
3. 衛生管理区域への病原体の持込みの防止	
門又は看板の設置等により、必要のない者を、衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。	<input type="checkbox"/>
衛生管理区域に出入りする車両の消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
厩舎に出入りする者の手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
4. 野生動物等からの病原体の侵入防止	
厩舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講じている。	<input type="checkbox"/>
飼養する馬に飲用に適した水を給与している。	<input type="checkbox"/>
馬の死体を保管する場合には、保管場所への野生動物の侵入を防止するための措置を講じている。	<input type="checkbox"/>
5. 衛生管理区域の衛生状態の確保	
厩舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。	<input type="checkbox"/>
馬房が空になった場合には、清掃及び消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
6. 馬の健康観察と異状が確認された場合の対処	
馬に異状を確認した場合には、直ちに獣医師の診療を受けることとしている。	<input type="checkbox"/>
毎日、飼養する馬の健康観察をしている。	<input type="checkbox"/>
他の農場等から馬を導入する場合には、導入元での疾病の発生状況や導入する馬の健康状態の確認等を行っている。	<input type="checkbox"/>
他の農場から馬を導入した場合には、当該馬に異状がないことを確認するまでの間は、他の馬と接触させないようにしている。	<input type="checkbox"/>

馬の移動又は出荷を行う場合には、移動又は出荷の直前に健康状態を確認している。	<input type="checkbox"/>
馬の死体又は排せつ物を移動する場合には、漏出を防止するための措置を講じている。	<input type="checkbox"/>
7. 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管	
馬の導入、出荷又は移動に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。	<input type="checkbox"/>
馬の異状に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。	<input type="checkbox"/>
8. 大規模所有者に関する追加措置（大規模所有者のみ記入）	
農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連携をとっている担当獣医師又は診療施設を定め、馬の健康管理について定期的に指導を受けている。	<input type="checkbox"/>
伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を全従業員に周知徹底している。	<input type="checkbox"/>

※その他：飼養衛生管理基準の項目以外に行っている衛生管理の取組を記入。